# 石 川 県 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和7年3月改定石川県

## 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等1
第1節 感染症危機を取り巻く状況1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定2
第2章 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応4
第 1 節 新型コロナウイルス感染症対応での経験4
第2節 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画について5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針7
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等7
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方8
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ11
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項14
第5節 対策推進のための役割分担18
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点22
第1節 県行動計画における対策項目等22
第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等31
第1節 県行動計画等の実効性確保31
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組33
第 1 章 実施体制
第 1 節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期39
第2章 情報収集・分析44
第1節 準備期
第2節 初動期
第3節 対応期48
第3章 サーベイランス50
第1節 準備期50
第2節 初動期53
第3節 対応期55
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション57
第1節 準備期57
第2節 初動期60

	第3節	i 対応期		62
第	5章	水際対策		66
	第1節	i 準備期		66
	第2節	i 初動期		67
	第3節	i 対応期		68
第	6章	まん延防.	止	69
	第1節	i 準備期		69
	第2節	i 初動期		71
	第3節	i 対応期		72
第	7章	ワクチン		79
	第1節	準備期		79
	第2節	初動期		82
	第3節	対応期		83
第	8章	医療		85
	第1節	準備期		85
	第2節	初動期		90
	第3節	対応期		92
第	9章	治療薬・	治療法	98
	第1節	準備期		98
	第2節	初動期		00
	第3節	対応期	1	02
第	10 章	検査		04
	第1節	i 準備期		04
	第2節	初動期		07
	第3節	対応期		80
第	11 章			
	第1節			
	第2節	初動期		15
	第3節			
第	12 章	物資		25
	第1節			
	第2節			
	第3節			
	13 章		5及び県民経済の安定の確保1	
	第1節			
	第2節	i 初動期		33

第3節	対応期	 	 134
用語集		 	 

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画
- 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性 (AMR) を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから 社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、感染症法第6条第7項から第9項までに規定する、

- ① 新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型コロナウイルス感染症)
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) である。
  - ※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属の

コロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)は、感染症法施行規則第1条第15号において五類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

第2章 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応 第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年(2019年)12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の 肺炎が集団発生し、令和2年(2020年)1月には国内でも新型コロナの感染 者が確認された。

同月には、閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)が行われた。

本県においても、石川県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という)を設置し、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応を行った。

国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年(2023年)5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

#### 第2節 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画について

石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。) は、特措法第7条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (以下「政府行動計画」という。)を踏まえ県が作成する、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。

平成 17 年(2005 年) 11 月に、国は「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、県も国の行動計画に準じて同年 12 月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、国の行動計画改定を踏まえ、数次にわたり県の行動計画も改定を行ってきた。

平成 21 年 (2009 年) の新型インフルエンザ (A/H1N1) 対応の教訓を踏まえ、平成 24 年 (2012 年) に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成 25 年 (2013 年) に政府行動計画を作成しており、県もこれを踏まえ、平成 26 年 (2014 年) 3 月に既存の計画を改定し、特措法に基づく県行動計画を作成した。

今般、令和6年(2024年)7月の政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画についても改定を行った。

計画の改定に当たっては、「石川県新型インフルエンザ等対策有識者会議」 を設置し、感染症に関する学識経験者や関連する分野における有識者等の意 見を聴いた。

県行動計画は、県の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市町行動計画」という。)を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等についても定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき作成する石川県感染症予防計画(以下「予防計画」という。)、医療法に基づく石川県医療計画(以下「医療計画」という。)及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性を図って策定するものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、本県にお

## 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と 感染症危機対応

いても、政府行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、県行動計画を見直すものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

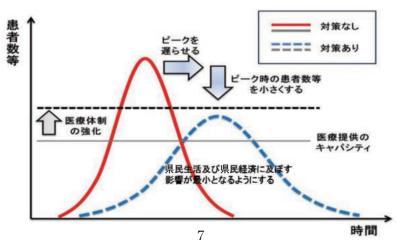
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、 県民の生命及び健康や県民生活及び県民経済にも大きな影響を与えかねな い。新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くがり患する おそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合 は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、 次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワ クチン接種等までの時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負 荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が 医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が 必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円 滑に行うことにより、県民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - 県民の生活及び経済の安定を確保する。
  - 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活 及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### <対策の概念図>



#### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。県行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、基本的対処方針とも整合をとり、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

- 発生前の段階(準備期)では、医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、県民に対する啓発や企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の 普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的 に対策を切り替える。
- 〇 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策 に移行する時期を迎える。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、県民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

#### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、 感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大 の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前 準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期) に大きく分けた構成とする。

#### (2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

#### 〇 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

#### O 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

#### ○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2) ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が 高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り 替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D) 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2) については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D) を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備 の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策 を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

- (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエン ザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能 力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応 に動き出せるように体制整備を進める。
- (ウ) 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や県民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発 体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国と地方公共団

体との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により県民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、県民の生命及び健康の保護と県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、国と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡 大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける県民や事業者を含め、県民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有 対策に当たっては、県民等の理解や協力が最も重要である。このため、 平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の国民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける県民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

#### (3) 基本的人権の尊重

国、県及び市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、 国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエン ザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても県民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部は、政府対策本部及び市町対策本部と相互に緊密な連携を図り つつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県は国に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。また、市町から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は、国及び市町と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (8) 記録の作成や保存

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部及び 市町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成 し、保存し、公表する。

#### (9) 対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる医療従事者や行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援を行う。

#### 第5節 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針 を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民 等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関す る基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 県及び市町の役割

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### (ア) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体

制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定 医療機関(第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。)、関 係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会(以下「連携 協議会」という。)等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う ことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、 進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提 供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取 組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

#### (イ) 市町の役割

市町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する金沢市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況について随時進捗確認を行うとともに、毎年度国に報告する。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県と保健所を設置する金沢市(以下「県等」という。)は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

#### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進すること

が求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を 進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制 を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じ て、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療 人材の派遣を行う。

#### (4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措 法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5)登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7) 県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報 や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素か らの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケッ ト、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよ

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

う努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

#### 第1節 県行動計画における対策項目等

#### (1) 県行動計画の主な対策項目

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の 13 項目を県行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- 8 医療
- 9 治療薬・治療法
- 10 検査
- ① 保健
- ① 物資
- ③ 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### (2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本県行動計画の主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から③までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は県民の生命及び健康や県民生活及び県民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。 国、県、市町、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### ② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

#### ③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

#### ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要

があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、 県民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の 共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要 である。

このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### ⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提とし、国において、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。県は国が実施する対策に協力する。

#### ⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、機動的かつ柔軟に対応することとし、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、国に対してまん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、 その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のもの とするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響 を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新 型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治 療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策 の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### ⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。国、県及び市町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

#### 8 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることにもつなどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、 医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画 に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備 し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療と の両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染 性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、県民の生 命及び健康を守る。

#### 9 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、 県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被 害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠 な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、実用化された治療薬・治療法を早期に患者へ提供可能とすることが重要であり、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築する。

#### ① 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

#### (11) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所、県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所(以下「地方衛生研究所」という。)は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から県等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び地方衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県等は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組において、必要に応じて

国からの支援を受け、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

#### 12) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、県は国と連携し、感染症対策物資等の需給状況の把握を行うとともに、個人防護具が不足する場合は、医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う。

#### ③ 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び市町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や県民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市町は、県民生活及び社会 経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や県民等 は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

#### (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の I から II までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- I. 人材育成
- Ⅱ. 国や市町との連携
- Ⅲ. DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

#### I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人

が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う 人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、JIHS が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース (FETP)」等が重要な役割を果たしている。

こうした人材の育成や確保を図る観点から、感染症危機管理に知見を有する専門人材の平時における配置の在り方等のキャリア形成の支援についても検討が必要である。

県等において、「実地疫学専門家養成コース(FETP)」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、キャリア形成を支援するほか、感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、地方衛生研究所の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

くわえて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者(DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース)について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」について地域保健法(昭和22年法律第101号)における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う IHEAT 要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会 を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう に備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を 進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、地方公共団体や関係団体等による 訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原 体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床 研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向 上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めること が期待される。

#### Ⅱ. 国や市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国との適切な役割分担の下、 国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく 措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制 の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。 また、市町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等 の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や市町との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、規模の小さい市町では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの市町間の共同での研修・訓練など広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国と県等の連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、県は、平時から国や市町との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う立場から、必要に応じて国に意見を述べることが重要である。また、国と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

#### Ⅲ. DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、国が整備したシステム(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)や、医療機関等情報支援システム(G-MIS))を活用し、健康観察業務等の効率化とともに、病床の使用状況等の情報収集の迅速性の確保に努めた。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。また、国及び JIHS は、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていくこととしている。これらのほか、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。

さらに、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等 にも配慮した、国民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが 重要であり、県も国と連携して対応を行う。

# 第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

# 第1節 県行動計画等の実効性確保

(1) EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング) の考え方に基づく政策の推進

県行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより 万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、 できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

# (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

県行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、県行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

#### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。県及び市町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療 法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等に ついて新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、政府行動計画の見直 し内容も踏まえ、県行動計画やマニュアル等の関連文書について、必要な見 直しを行うことが重要である。

こうした観点から、県は、本行動計画等に基づく取組や新型インフルエン ザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォロ ーアップと取組状況の見える化を行う。

## (5) 市町行動計画等

本県行動計画の改定を踏まえて、市町での新型インフルエンザ等への備え をより万全なものとするために、市町においても行動計画の見直しを行う。 県は、市町の行動計画の見直しに当たって、市町との連携を深める観点か ら、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。

# (6) 指定地方公共機関業務計画

指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

# 第1節 準備期

# (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

## (2) 所要の対応

## 1-1. 県行動計画の見直し

県は、特措法の規定に基づき、あらかじめ石川県新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた県行動計画を見直していく。(健康福祉部、その他全部局)

# 1-2. 実践的な訓練の実施

県、市町、指定地方公共機関及び医療機関は、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健 康福祉部、その他全部局)

#### 1-3. 県及び市町等の行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 県、市町及び指定地方公共機関は、それぞれ県行動計画、市町行動計画又は指定地方公共機関における業務計画を作成・変更する。県及び市町は、それぞれ県行動計画又は市町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県及び市町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。県が作成する、石川県新型インフルエンザ等対策業務継続計画(以下「県業務継続計画」という。)については、管内の保健所等や市町の業務継続計

画との整合性にも配慮しながら作成する。(総務部、健康福祉部)

- ③ 県は、特措法の定めのほか、県対策本部に関し、必要な事項を条例で 定める。(健康福祉部)
- ④ 県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(健康福祉部、危機管理監室)
- ⑤ 県、市町、指定地方公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。特に県等は、国や JIHS の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所の人材の確保や育成に努める。(健康福祉部、関係部局)
- ⑥ 県等は、国の支援の下、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-4. 関係機関の連携の強化

- ① 県、市町及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康福祉部、その他全部局)
- ② 県、市町及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康福祉部、関係部局)
- ③ 県は、国の支援の下、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進める。(県警本部、危機管理監室、健康福祉部、関係部局)
- ④ 県は、感染症法に基づき、保健所を設置する金沢市等により構成される連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき都道府県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。(健康福祉部)
- ⑤ 県は、第3節(対応期)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、市町と事前に調整し、着実な準備を進める。(健康福祉部)

⑥ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。(健康福祉部)

## 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県の危機管理として事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて石川県新型インフルエンザ対策警戒本部(以下「県警戒本部」という。)等を設置し、関係部局における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### (2) 所要の対応

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が関係 省庁対策会議又は閣僚会議を開催した場合には、速やかに知事に報告す るとともに、健康福祉部長を本部長とする県警戒本部会議を開催し、情 報の集約・共有・分析を行うとともに、県の対策について協議・決定す る。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県は、速やかに連携協議会を開催し、関係者間で情報共有を図るとと もに、保健医療調整本部(2-2②参照)の立ち上げ準備に着手する。(健 康福祉部、危機管理監室)
- ③ 県は新型インフルエンザ等対策に関する関係機関等との連携調整等を円滑に進めるため、必要に応じて指定地方公共機関等の関係機関が参加する石川県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。(健康福祉部、関係部局)

#### 2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 以下の(ア)、(イ)により、政府対策本部が設置されたときは、県は、 直ちに県対策本部を設置する。あわせて、市町は、必要に応じて、対策 本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の 準備を進める。(関係部局)
  - (ア) WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表 (PHEIC 宣言等) する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の類型のいずれに該当するかの検討を行い、必要

となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ 等が発生したと認めたときは、感染症法上の規定に基づき、速やかにそ の旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。

- (イ) (ア)の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。
- ② 上記 2-2①において厚生労働大臣が新型インフルエンザ等が発生したと認め、その旨を公表した場合は、県は予防計画に基づき、健康福祉部内に、保健医療調整コーディネーター(感染症専門家や、メディカルコントロール協議会関係者等)や保健所設置市である金沢市等が参画する保健医療調整本部を設置する。

保健医療調整本部は、第8章医療や、第11章保健等に記載されている、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等の役割を果たすものとする。

また、保健医療調整本部は、医療提供体制について協議する会議体として、第2部第1章第5節(2)に記載された連携協議会の構成員に、各消防本部等や、入院医療を担当する第一種協定指定医療機関、状況に応じて発熱外来を担当する第二種協定指定医療機関を参加機関に加えた拡大連携協議会(以下「保健医療調整本部会議」という。)を開催する。(健康福祉部、危機管理監室)

- ③ 県及び市町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(健康福祉部、その他全部局)
- ④ 県は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね 同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断 した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。(健 康福祉部、関係部局)

#### 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。国は、県及び市町における機動的かつ効果的な対策の実施のため、県及び市町への財政支援について迅速に検討し、所要の措置を講ずるとともに、県及び市町は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(健康福祉部、総務部、関係部局)

# 県の実施体制(初動期以降)

時期、	初動期	~	対応期
	国内外で新型インフルエンザ 等の発生の疑い	厚労省による新型インフルエンザ等 発生の公表(感染症法)	
政府	閣僚会議、関係省庁対策会議	政府対策本部【特措法】	
県	石川県新型インフルエンザ等 対策警戒本部 本部長:健康福祉部長 構成員:各部局企画調整室長、 健康福祉部次長、関係課長、 県保健所長、保環センター所長	石川県新型インフルエンザ等対策本部 【特措法】 本部長:知事 構成員:副知事、教育長、県警本部長、各部局長	
	速やかに感染症連携協議会 を開催し、関係者間で情報共 有を図り、保健医療調整本部 の立ち上げ準備に着手	保健医療調整本部 【県独自】 本部長:健康福祉部長 構成員:健康福祉部各課、金沢市、保健医療調整コーディネーター 等	
	感染症連携協議会(常時設置) 【感染症法】 参集者:県健康福祉部、金沢市、 学識経験者、消防機関、 感染症指定医療機関、 関係機関等	保健医療調整本部会議【県独自】 (拡大感染症連携協議会) 参集者:県健康福祉部、金沢市、学識経験者、消防機関、感染症指定医療機関、 関係機関、保健医療調整コーディネーター、協定指定医療機関 等 (感染症連携協議会に下線を追加)	

# 第3節 対応期

#### (1)目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ追、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### (2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方 県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

# 3-1-1. 対策の実施体制

- ① 県は、保健所や地方衛生研究所とも連携し、地域の感染状況について 一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部 局等の収集した情報とリスク評価や、国が定める基本的対処方針の内容 を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実 施する。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

## 3-1-2. 県による総合調整

- ① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定 (地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。(健康福祉部、関係部局)
- ② また、県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、県は、新型インフルエンザ等の発生を

予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 保健所を設置する金沢市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措 置に関し必要な指示を行う。(健康福祉部)

# 3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 県は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国に対して、職員の派遣要請を行う。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ② 県は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。(健康福祉部、総務部)
- ③ 県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。(健康福祉部)
- ④ 市町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応する。(健康福祉部、総務部)
- ⑤ 市町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。 県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。(健康福祉部、総務部)

#### 3-1-4. 必要な財政上の措置

県及び市町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務部、 関係部局)

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等について は、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等につ いては、第6章(「まん延防止」)の記載を参照する。

# 3-2-1. まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等

県は、特措法第31条の6第6項に基づき、県内で発生した新型インフルエンザ等の状況を踏まえ、国に対して、まん延防止等重点措置の公示の要請を行う。(関係部局)

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。

まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、 都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚 大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等 のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要 がある事態が発生した旨を示すものである。国及び県における、まん延防 止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

# 3-2-1-1-1. 関係情報の報告

国及び JIHS は、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々の必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

#### 3-2-1-1-2. 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、 基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く。

#### 3-2-1-1-3. まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

#### 3-2-1-1-4. 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を 変更する。

## 3-2-1-2. 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。 ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意す る。

#### 3-2-1-3. 県による要請又は命令

県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(関係部局)

# 3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に 実施する必要のある事態が終了した旨を公示する。

# 3-2-2. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。政府行動計画において、国は緊急事態宣言の実施を決定する際においても、県からの要請を踏まえることとされており、県は、県内で発生した新型インフルエンザ等の状況を踏まえ、国に対して、緊急事態宣言の公示の要請を行う。(関係部局)

緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

- ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急 事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエ ンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。
- ② 市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町対策本部を設置する。市町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

# 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等にり患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにり患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法

に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府 対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

# 3-3-2. 県対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する。(関係部局)

# 第2章 情報収集・分析

# 第1節 準備期

## (1)目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、 国では感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供することとしており、県等は国と連携した対応を行う。

情報収集・分析の対象となる情報としては、県内の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握 手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

# (2) 所要の対応

# 1-1. 実施体制

- ① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を JIHS 等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制(以下「感染症インテリジェンス体制」という。)を整備する。
- ② 県等は、国から共有された情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。(健康福祉部)
- ③ 県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集 について、平時から体制を整備する。(健康福祉部)

# 1-2. 訓練

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を

通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(健康福祉部)

# 1-3. DX の推進

国及び JIHS は、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携など、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等の DX を推進し、県は国の構築した仕組みを適切に活用し、業務負担の軽減等に繋げる。(健康福祉部)

# 1-4. 情報漏えい等への対策

県等は、県内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。(健康福祉部、関係部局)

# 第2節 初動期

#### (1)目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報を収集し、国や JIHS による分析及びリスク評価に迅速につなげる。

国は、感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

県等は、国によるリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制に移行することを検討する。

# (2) 所要の対応

#### 2-1. 実施体制

- ① 国は、JIHS と連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。
- ② 県は、国による感染症インテリジェンス体制の強化に対応し、国や JIHS との連携を強化する。(健康福祉部)

#### 2-2. リスク評価

# 2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 国及び JIHS は、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。
- ② 県等は、感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表や、国のリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。(健康福祉部)

#### 2-2-2. リスク評価体制の強化

国及び JIHS は、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うた

め、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。県等は国の体制強化に対応し、情報収集等の必要な協力を行う。(健康 福祉部)

# 2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 県等は、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(健康福祉部)

# 2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

県は、新たな感染症が発生した場合は、国からの情報提供・共有を踏まえ、情報収集・分析から得られた情報や対策について、市町に共有するとともに、県民等に迅速に提供・共有する。(健康福祉部、関係部局)

# 第3節 対応期

#### (1)目的

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析 及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収 集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報に加え、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても必要な情報を収集する。

### (2) 所要の対応

# 3-1. 実施体制

県は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思 決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制 を柔軟に見直す。(健康福祉部、関係部局)

#### 3-2. リスク評価

# 3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

① 県等は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、県内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、国が行うリスク評価を踏まえ、県等の状況に係るリスク評価を行う。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の 意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実 施する。(健康福祉部、関係部局)

② 県は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。(健康福祉部、関係部局)

# 3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

① 国及び JIHS は、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。県等は国の体制強化に対応し、情報収集等の必要な協力を行う。(健康福祉部)

- ② 県等は、国が示す方針も踏まえながら、県内の実情に応じて積極的疫 学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。(健康福祉部)
- ③ 県は、国から示される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施 等に関する分析結果について、市町に提供するとともに、県民等に分か りやすく情報を提供・共有する。(関係部局)

# 3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国や JIHS と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に 判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動 的に感染症対策を見直し、切り替える。(健康福祉部)

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

県は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、市町に共有するとともに、県民等に迅速に提供・共有する。(健康福祉部、関係部局)

# 第3章 サーベイランス

# 第1節 準備期

#### (1)目的

県行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に 還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外から の病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・ 分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を 迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイラン スの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、県等は、国と連携し平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

## (2) 所要の対応

# 1-1. 実施体制

- ① 県等は国と連携し、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、 指定届出機関からの患者報告や、JIHS や地方衛生研究所からの病原体の 検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。(健康福祉 部)
- ② 県等は、感染症有事に、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。(健康福祉部)
- ③ 県等は、平時から、国及び JIHS による技術的な指導及び支援や人材 育成、訓練等を通じて感染症サーベイランスの実施体制を整備する。(健 康福祉部)

#### 1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

① 県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸 器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の 発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。

また、県は、国が平時から実施する下水サーベイランスについて、必要に応じて協力する。(健康福祉部、関係部局)

- ② 県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。(健康福祉部)
- ③ 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに 感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、 関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。(健康福祉部、農 林水産部、生活環境部)

④ 県等は、国や JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス(感染症法第 14 条第 1 項及び 2 項)による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。(健康福祉部)

# 1-3. 人材育成及び研修の実施

県等は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、県 等の職員に対し、国や JIHS 等が実施する研修への積極的な参加を促す。 (健康福祉部)

#### 1-4. DX の推進

国及び JIHS は、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DX を推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

国は、定期的に感染症サーベイランスシステム等のシステムの改善を行い、県等は感染症対策の実施に資するように、システムを効果的に活用する。(健康福祉部)

#### 1-5. 分析結果の共有

県は、県内の情報について、必要に応じて、感染症の特徴や病原体の性

状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を関係機関に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を県民等に分かりやすく提供・共有する。(健康福祉部)

## 第2節 初動期

#### (1)目的

国内外における感染症有事(疑い事案を含む。)の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

# (2) 所要の対応

## 2-1. 実施体制

県は、国による、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行についての判断に基づき、実施体制の整備を進める。(健康福祉部)

# 2-2. リスク評価

# 2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

県等は、国、JIHS 及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、国の示す疑似症の症例定義を基に、当該感染症に対する疑似症サーベイランス(感染症法第14条第7項及び8項)を開始する。また、県等は、国、JIHS 及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、 臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院 者数や重症者数の収集(入院サーベイランス)及び病原体ゲノムサーベイ ランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を 地方衛生研究所において、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。 (健康福祉部、農林水産部、生活環境部)

2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化 国及び JIHS は、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、 感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた 初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強 化等の必要性の評価を行う。

# 2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県等は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階での国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(健康福祉部)

# 2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県等は、国及び JIHS と連携し、国内の感染症の発生状況等、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、国から情報の共有を受け、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、県民等へ迅速に提供・共有する。(健康福祉部)

# 第3節 対応期

#### (1)目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

# (2) 所要の対応

# 3-1. 実施体制

県は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、 国の方針を踏まえ、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。 また、国による、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた、感染症サ ーベイランスの実施方法の必要な見直しを踏まえ、実施体制を見直しする。 (健康福祉部)

#### 3-2. リスク評価

## 3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

県等は、国及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の 臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関に対し退院等の届出 の提出を求める。また、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動 向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、 臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、医療現場の負担も過大となる。

このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。

県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。 (健康福祉部、農林水産部、生活環境部)

# 3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

国は、JIHSと連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。

# 3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県等は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。(健康福祉部)

# 3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県等は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスにより県内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め国等に共有するとともに、県民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応に おいては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を 得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等に分かりやすく情報を 提供・共有する。(健康福祉部) 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

# 第1節 準備期

## (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県民等、市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・ 行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必 要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、 県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた県民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

## (2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

県は、平時から国と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大き く寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における 感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高い と考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市町の保健 衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部、教育委員会、商工労働部、関係部局)

# 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、 所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、 法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨 げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、県による情 報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層 向上するよう努める。(健康福祉部、総務部、教育委員会、商工労働部、関 係部局)

# 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって 増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI (人工知能) 技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、県民等のメディアや情報に関する リテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関 する啓発を行う。(健康福祉部、総務部、商工労働部、教育委員会、関係部 局)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉部、関係部局)

これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、 県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(健康福祉部、総 務部、教育委員会、商工労働部、関係部局)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 県は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

## 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・ 共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手でき るよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚 等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(健康福祉部、総務部、文化観光スポーツ部、関係部局)

- ② 県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス(スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。)での情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町や業界団体等を通じた 情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情 報提供・共有の在り方を整理する。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ④ 県は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。(健康福祉部)

# 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 県は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置されるよう準備する。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ③ 県は、県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等のリスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(健康福祉部、総務部、関係部局)

# 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、 県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的 確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・ 行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握してい る科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像 が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。

# (2) 所要の対応

県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、 新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対 策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、以 下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、 冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部、文化観光スポーツ部、関係部局)

② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、市町、指定 (地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧で きるウェブサイトを立ち上げる。(健康福祉部、総務部、関係部局)

- ③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ④ 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部、総務部)
- ② 県は、国の作成する Q&A 等を参考に、県で使用する Q&A を作成するとともに、コールセンター等を設置する。(健康福祉部、総務部、関係部局)

# 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。(健康福祉部、総務部、教育委員会、商工労働部、関係部局)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉部、関係部局)

# 第3節 対応期

## (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、県は、県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・ 行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握してい る科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・ 共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。

#### (2) 所要の対応

県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等に ついて、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してど のように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしながら、県内の関 係機関を含む県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

## 3-1. 基本的方針

- 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有
  - ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、 冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本

語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部、文化観光スポーツ部、関係部局)

- ② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部、関係部局)
- ④ 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

# 3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部、総務部)
- ② 県は、国が改定する Q&A 等を活用し、コールセンター等を継続する。 (健康福祉部、総務部、関係部局)

## 3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。(健康福祉部、総務部、教育委員会、商工労働部、関係部局)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉部、関係部局)

# 3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

# 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、県民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、県民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、県は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、総務部、関係部局)

#### 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

# 3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、県民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や県民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(健康福祉部、関係部局)

# 3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や 感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水 準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行し ていく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染 対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の 判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが 考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつ つ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協 力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(健康福祉部、関係部局)

# 第5章 水際対策

#### 第1節 準備期

## (1)目的

平時から、国が行う水際対策に係る体制整備や研修及び訓練に積極的に協力等することにより、国との連携を強化し、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国が講ずる水際対策が円滑に進むよう協力する。

## (2) 所要の対応

# 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的 知識の習得のための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のた めの研修を行うとともに、水際対策の実効性を高めるため、関係機関と の合同実施も含めた訓練を行い、県は、国の取り組みに協力する。(健康 福祉部)
- ② 県は、検疫所が新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の検査をできるよう、検査の依頼先について、必要に応じて協議する。(健康福祉部)
- ③ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。

#### 1-2. 検疫所との連携

県は、国が行う検疫法の規定に基づく協定締結について必要な協力を行うとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から国との連携を強化する。(健康福祉部)

# 第2節 初動期

### (1)目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保するため、国が講ずる水際対策に協力する。

### (2) 所要の対応

# 2-1. 検疫措置の強化に係る国との連携

- ① 県等は、国が、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機を実施する際に、 医療機関に円滑に入院等を行うことができるよう、連携して入院調整を 行う。(健康福祉部)
- ② 県警察は、検疫措置の強化に伴い、国の指導又は調整の下、検疫実施 空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。(県警 本部)
- ③ 県は、検疫措置の強化に伴い、検疫所との連携を強化し、国が新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の検査体制を速やかに整備できるよう協力に努める。(健康福祉部)
- ④ 県等は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。(健康福祉部)

# 第3節 対応期

### (1)目的

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や県内外における感染拡大の状況等を踏まえ、県民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国が講ずる水際対策について引き続き、協力する。

#### (2) 所要の対応

- 3-1. 状況の変化に応じた対応
  - ① 県は、検疫所と連携し、状況の変化に応じた適切な対応を行う。(健康 福祉部)
  - ② 県等は、県等の体制等を勘案し、感染症法第 15 条の 3 第 5 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、県等に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請する。(健康福祉部)

### 第6章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できる レベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健 康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標 やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。

# (2) 所要の対応

1-1. 対策の実施に係る参考指標等の検討

県は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国が整理する参考指標を基に、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。(健康福祉部、関係部局)

- 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
  - ① 県は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康福祉部、総務部、関係部局)
  - ② 県、市町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉部、教育委員会、総務部、商工労働部、関係部局)

③ 県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等 緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施 設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(健康福祉部、商工労働部、関係部局)

④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知する。(企画振興部、健康福祉部、関係部局)

# 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### (2) 所要の対応

### 2-1. 県内でのまん延防止対策の準備

① 県等は、国と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。

また、県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。(健康福祉部)

② 県は、県内におけるまん延に備え、市町又は指定地方公共機関等において業務継続計画又は業務計画等に基づく対応の準備を行うように要請する。(健康福祉部、関係部局)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護する。その際、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を 始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を 切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

# (2) 所要の対応

# 3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

# 3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、 患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対 応(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感 染性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、 積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡 大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組 み合わせて実施する。(健康福祉部)

### 3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

#### 3-1-2-1 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請

#### を行う。(関係部局)

## 3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人 混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン 会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。(関係部 局)

#### 3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

# 3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。(教育委員会、総務部、関係部局)

### 3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。(関係部局)

#### 3-1-3-3. 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態 措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応 じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措 置を講ずべきことを命ずる。(関係部局)

# 3-1-3-4. 施設名の公表

県は、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。その際、国から判断に資する内容の情報提供・共有を受ける。(関係部局)

#### 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

- ① 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。(健康福祉部、商工労働部、関係部局)
- ② 県等は、国の要請を踏まえて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。(健康福祉部、関係部局)
- ④ 県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。(関係部局)

# 3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。(健康福祉部、教育委員会、総務部)

#### 3-1-4. 公共交通機関に対する要請

### 3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け 等適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉部、企画振興部、関係 部局)

### 3-1-4-2. 減便等の要請

県は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、 必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。(企 画振興部、関係部局)

#### 3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

#### 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記 3-1 に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる(まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3 に記載)。(関係部局)

# 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国及び JIHS による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。(関係部局)

#### 3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。(関係部局)

# 3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

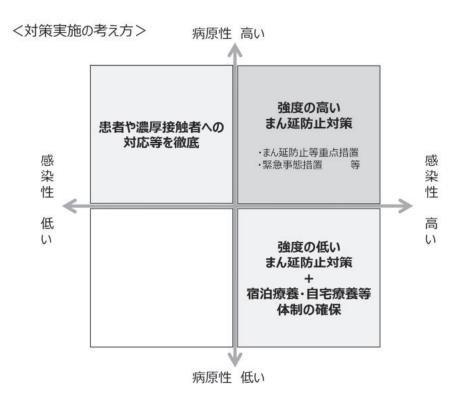
それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延 防止等重点措置や緊急事態措置の実施について、国への要請を検討する。 (関係部局)

# 3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国による、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等の支援を受け、より効果的・効率的な感染対策を実施する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延 防止等重点措置や緊急事態措置の実施について、国への要請を検討する。 (関係部局)



3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しや

すい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスク が高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討す る。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。(教育委員会、総務部、健康福祉部、関係部局)

# 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。(関係部局)

#### 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、 病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。(関係部局)

# 3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記 3-2 の考え方に基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。

- ① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク 評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して 要請するか検討する。(関係部局)
- ② 国は、県からの要請や、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の 医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況

や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報 等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含 めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を 総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及 び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣 言を行う。

- ③ ただし、県は、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に 留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。(関係部局)
  - (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の 状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県 民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置 の要請も含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、 JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活 及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限 と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

### 第7章 ワクチン

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び市町のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

# (2) 所要の対応

## 1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、県等は、大学等の研究機関が国と連携して実施する、ワクチンの研究開発の担い手を確保するための人材育成の支援を検討する。また、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。(健康福祉部)

### 1-2. ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国からの要請を受け、市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の 関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(ア) から(ウ)までの体制を構築する。(健康福祉部)

- (ア) 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- (イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融 通方法
- (ウ) 市町との連携の方法及び役割分担

# 1-3. 特定接種に係る登録事業者の登録

県及び市町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-4. 接種体制の構築

### 1-4-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。

市町又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、 資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うよう努める。 (健康福祉部)

## 1-4-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該 地方公務員の所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的な 接種により接種を実施することとなるため、県及び市町は接種が円滑に行 えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 市町又は県は、国等の協力を得ながら、当該市町又は県の区域内に 居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を 図る。(健康福祉部)
- (イ) 市町又は県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国 の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公 共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康福祉部)
- (ウ) 市町又は県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者(接種会場に学校を使用する場合)等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-5. 情報提供·共有

県は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図るよう努める。(健康福祉部)

### 1-6. DX の推進

- ① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町又は県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。市町又は県はこれらの情報基盤を適切に活用する。(健康福祉部)
- ② 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町又は県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。市町又は県はこれらの情報基盤を適切に活用する。(健康福祉部)

# 第2節 初動期

### (1)目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び市町と連携して、速やかな予防接種へとつなげる。

### (2) 所要の対応

# 2-1. 接種体制

### 2-1-1. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療 提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接 種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体 制等の必要な準備を行う。

### 2-1-2. 国の早期の情報提供・共有

国は、市町及び県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。

#### 2-1-3. 接種体制の構築

市町又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国の方針を踏まえながら、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 2-1-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。(健康福祉部)

# 第3節 対応期

#### (1)目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の 見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### (2) 所要の対応

#### 3-1. 接種体制

市町又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康 福祉部)

# 3-1-1. 特定接種

## 3-1-1-1. 特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏ま え、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の 必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

#### 3-1-1-2. 特定接種の実施方法の決定

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。

# 3-1-1-3. 地方公務員に対する特定接種の実施

県及び市町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる 地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意 を得て特定接種を行う。(健康福祉部、関係部局)

### 3-1-2. 住民接種

#### 3-1-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定の グループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を 踏まえ、住民への接種順位を決定する。

#### 3-1-2-2. 住民接種の準備

市町又は県は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

# 3-1-2-3. 住民接種体制の構築

市町又は県は、国の要請を受け、準備期及び初動期において整理・構築 した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部)

## 3-1-2-4. 接種に関する情報提供・共有

市町又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

### 3-1-2-5. 接種体制の拡充

市町又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用 した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の 入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は 市町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保す る。(健康福祉部)

#### 3-1-2-6. 接種記録の管理

県及び市町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、 準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 (健康福祉部)

3-2. 副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 県は、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られ る情報や、最新の科学的知見等を含むワクチンの安全性に関する情報を収 集し、県民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

#### 3-3. 情報提供·共有

市町又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、 副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共 有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(健康福 祉部)

### 第8章 医療

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、 地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、平 時において予防計画及び医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療 措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する 医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

# (2) 所要の対応

### 1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記 1-1-1 から 1-1-7 までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。(健康福祉部)
- ② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示し、県は、基準を踏まえ、県内の実情に応じて、機動的な運用を行う。(健康福祉部)
- ③ 上記①、②の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症 危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。(健康福祉部)
- ④ 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす体制を平時から明確化し、体制整備を行う。(健康福祉部)

#### 1-1-1. 相談センター

県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。(健康福祉部)

#### 1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、国による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。 その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。(健康福祉部)

# 1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関(第一種協定指定医療機関)

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、 県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフ ルエンザ等の流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公 表から約3か月を想定。以下この章において同じ。)においては、流行初期 医療確保措置の対象となる協定締結医療機関(以下「流行初期医療確保措 置協定締結医療機関」という。)を中心に対応を行い、その後順次その他の 協定締結医療機関も対応を行う。(健康福祉部)

# 1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、 県からの要請に応じて、検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専 用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場 等で診療する場合を含む。)を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフル エンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関 が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。(健 康福祉部)

# 1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(第二種協定 指定医療機関)

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・

服薬指導、訪問看護等を行う。(健康福祉部)

### 1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、 県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフル エンザ等から回復後の患者の受入れを行う。(健康福祉部)

### 1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、 医療人材を医療機関等に派遣する。(健康福祉部)

# 1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。(健康福祉部)
- ② 県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設 の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の 方法等について事前に周知を行う。(健康福祉部)

# 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材(災害・感染症医療業務従事者を含む。)、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のための DX の推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム(G-MIS)の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。県は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等の運用について、国が行う研修や訓練等により、定期的な確認を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-5. 医療機関の設備整備・強化等

- ① 県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協 定締結医療機関について、国の方針等を踏まえ、施設整備及び設備整備 の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。(健康福祉部)
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。(健康福祉部)

#### 1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

県は、国による臨時の医療施設の取扱いの整理を踏まえ、必要に応じて、 平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。(健康福祉部、関係部局)

### 1-7. 連携協議会等の活用

県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。

また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。(健康福祉部)
- ② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。(健康福祉部、危機管理監室)
- 1-9. 高齢者施設等や障害者支援施設等における協力医療機関との連携等による施設の感染症対応力の強化

県は、新型インフルエンザ等が発生した際に、高齢者施設等や障害者支

援施設等が、施設内での感染症のまん延防止対策を適切に実施し、かつ入所者の病状の急変に対応し、適切に医療提供を受けられる体制を確保するため、平時より、施設と協力医療機関の連携の強化を促進する。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、県は、国から感染症に係る情報提供・共有及び体制確保の要請を受け、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

#### (2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する 知見の共有等

県は、国や JIHS から提供された、新型インフルエンザ等の発生状況、 感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を含む診 断・治療に関する情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に 周知する。(健康福祉部、危機管理監室)

# 2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 県は、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行うための、保健医療調整本部(第1章第2節(「実施体制」における初動期)2-2②の記載を参照)を設置する。また、保健医療調整本部会議において、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行う。(健康福祉部、危機管理監室)
- ② 県は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関に対し、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

その際、患者等の入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を 得る。 あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(健康福祉部)

- ④ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療 を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情 報支援システム(G-MIS)の入力を行う。(健康福祉部)
- ⑤ 県は、医療機関に対し、国の示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、市町と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等 について住民等に周知する。(健康福祉部)
- ⑦ 県等は、国の要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。(健康福祉部)
- ⑧ 県は、国の要請を受け、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行う。(健康福祉部)

#### 2-3. 相談センターの整備

- ① 県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住 民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて 感染症指定医療機関の受診につなげる。(健康福祉部)
- ② 県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。(健康福祉部)

# 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、県は、国から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

# (2) 所要の対応

- 3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応
  - ① 県は、初動期に設置した保健医療調整本部において、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行う。また、必要に応じて保健医療調整本部会議を開催し、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行う。(健康福祉部、危機管理監室)
  - ② 県は、初動期に引き続き、国及び JIHS から提供された、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、診断・治療に関する情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。その際、患者の病状の確認を行い、療養先の振り分けを行うメディカルチェックセンターの設置を検討する。

また、県は、保健所を設置する金沢市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉部、危機管理監室)

③ 県は、準備期において連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協

定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。(健康福祉部)

- ④ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。(健康福祉部)
- ⑤ 県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、 病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひつ迫状況等を医療機関等情報 支援システム(G-MIS)に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報 等を把握しながら、入院調整を行う。(健康福祉部)
- ⑦ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム(G-MIS)の入力を行う。(健康福祉部)
- ⑧ 医療機関は、感染症対策物資等(個人防護具等)の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム(G-MIS)に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム(G-MIS)を通じて県へ報告を行う。県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。(健康福祉部)
- ⑨ 県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。(健康福祉部、危機管理監室)
- ⑩ 県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。 (健康福祉部)
- ① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。(健康福祉部)
- ② 県は、市町と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診 先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住 民等に周知する。(健康福祉部)

- ③ 県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。また、県は、医療従事者のこころのケアに対する相談体制を整備する。(健康福祉部)
- 3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築
- 3-2-1. 流行初期
- 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等
  - ① 県は、県内の感染状況や国からの要請を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関等においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう、所要の対応を行う。(健康福祉部)
  - ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関等は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。(健康福祉部)
  - ③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。(健康福祉部)
  - ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の 患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。(健 康福祉部)
  - ⑤ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関等に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所を設置する金沢市と連携し、入院調整の体制を整備する。また、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉部)
  - ⑥ 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、 3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に 設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、 運営、医療人材確保等の方法を確認する。(健康福祉部)

#### 3-2-1-2. 相談センターの強化

県等は、国からの要請を受け、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。(健康福祉部)

# 3-2-2. 流行初期以降

#### 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 県は、県内の感染状況や国からの要請を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応するよう要請する。(健康福祉部)
- ② 県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。(健康福祉部)
- ③ 協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの 要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後 方支援又は医療人材の派遣を行う。(健康福祉部)
- ④ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院 調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行 う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断 等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等 と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所を設置する金沢市と連 携し整備した体制により、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使 し、入院調整を行う。(健康福祉部)
- ⑤ 県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国は、重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を作成して示す。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を

#### 要請する。(健康福祉部)

⑦ 県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。(健康福祉部)

# 3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。(健康福祉部)

#### 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ① 県は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、国からの要請を踏まえ、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。(健康福祉部)
- ② 県は、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、国からの要請を踏まえ、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行う。一方、感染性が高い場合は、国からの要請を踏まえ、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するよう、国の示す基準も踏まえ、入院基準等の見直しを行う。(健康福祉部)

### 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 県は、国からの要請を踏まえ、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。(健康福祉部)
- ② 県は、国からの要請を受け、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市町と協力して、住民等に対して周知する。(健康福祉部)

# 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性 や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一 定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移 行する場合は、県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。(健康福祉部)

3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応 方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、 その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保 の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異な る場合は、県等は、国の示す対応方針を踏まえ、状況に応じた対応を行う。 (健康福祉部)

3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

国及び県は、上記 3-1 及び 3-2 の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

- ① 県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉部)
- ② 県は、医療機関等情報支援システム (G-MIS) の情報を参考に、地域の 感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、 臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。(健康福祉部)
- ③ 県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、県民の生命及び健康に 重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下(ア)から(ウ)までの 対応を行うことを検討する。(健康福祉部、関係部局)
  - (ア) 第6章第3節(「まん延防止」における対応期) 3-1-2 及び 3-1-3 の措置を講ずること。
  - (イ)適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度 や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
  - (ウ)対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。

#### 第9章 治療薬・治療法

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬及び治療法を県下全域に普及させることが重要であり、平時からそのための体制作りを行う。

# (2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

県は、国及び JIHS との、有事における情報共有体制を構築する。(健康福祉部)

### 1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-2-1. 研究開発体制の構築

県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要に応じて協力する。(健康福祉部)

#### 1-2-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

県等は、大学等の研究機関が、国及び JIHS と連携し実施する、治療薬・ 治療法の研究開発の担い手を確保するための感染症の基礎研究から治験 等臨床研究の領域における人材育成等について、必要に応じて支援する。 (健康福祉部)

### 1-3. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

- 1-3-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備
  - ① 県は、国及び JIHS から提供・共有された、新型インフルエンザ等の 診断・治療に資する情報等を医療機関等や医療従事者等、県民等に対し て迅速に提供・共有するための体制を整備する。(健康福祉部)
  - ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。(健康福祉部)

# 1-3-2. 有事の治療薬等の供給に備えた準備

国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、県は必要に応じて協力する。(健康福祉部)

# 1-3-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国が示す、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬及び治療法の県下全域への普及を目指した対応を行う。

#### (2) 所要の対応

2-1. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

#### 2-1-1 医療機関等への情報提供・共有

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。(健康福祉部)

## 2-1-2. 治療薬の配分

県等は、供給量に制限がある治療薬について、国が行う医療機関や薬局への円滑な流通・配分に協力する。(健康福祉部)

#### 2-1-3. 治療薬の流通管理及び適正使用

県等は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。(健康福祉部)

### 2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流 通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。(健康福祉部)
- ② 県等は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの 患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な 防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイル ス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染 症指定医療機関等に移送する。(健康福祉部)
- ④ 県等は、国と連携し、国内での感染拡大に備え、医療機関や薬局に対

し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬、治療法が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### (2) 所要の対応

- 3-1. 治療薬・治療法の活用
- 3-1-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び 策定された診療指針等を、医療機関等に対して迅速に提供する。(健康福 祉部)

## 3-1-2. 医療機関や薬局における警戒活動

県警察は、国の指導・調整を踏まえ、医療機関や薬局及びその周辺において、県民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行う。(県警本部)

#### 3-1-3. 治療薬の流通管理

- ① 県等は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に 用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。 また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適 正な流通を指導する。(健康福祉部)
- ② 国は、患者数が減少した段階においては、必要に応じ、製薬関係企業 等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行う。また、県は、必要に応 じ、増産された治療薬を確保する。(健康福祉部)
- ③ 県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、国が行う医療機関や薬局への流通・配分に協力する。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。(健康福祉部)
- 3-1-4. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)
  - ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、流通状況 を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認するとともに、必要に応じて、国に対して、国備蓄分の配分を要請する。(健康福祉部)

- ② 県等は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。(健康福祉部)

### 第10章 検査

### 第1節 準備期

#### (1)目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査(迅速検査キット)等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法に応じ、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHS や地方衛生研究所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

#### (2) 所要の対応

#### 1-1. 検査体制の整備

① 県等は、国と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、

平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制 を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための 支援を行う。(健康福祉部)

- ② 地方衛生研究所は試験・検査等の業務を通じて JIHS と平時から連携 を深めるとともに、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立する(健 康福祉部)
- ③ 県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。(健康福祉部)
- ④ 県等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関(以下「検査関係機関等」という。)との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。(健康福祉部)
- ⑤ 県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結 している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施 能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するととも に、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。 (健康福祉部)

#### 1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 国は、JIHSと連携し、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、地方衛生研究所、検査等措置協定締結機関等が参加する訓練等を実施する。県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県等は、地方衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等の検査関係機 関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、 研修や訓練を通じて確認するよう努める。(健康福祉部、関係部局)
- ③ 県等は、JIHS が実施する、関係機関と連携した、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について、必要な協力を行う。(健康福祉部、関係部局)

# 1-3. 検査関係機関等との連携

県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要に応じて協力する。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備するとともに、 県内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を 早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防 止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び 社会への影響を最小限にとどめる。

#### (2) 所要の対応

### 2-1. 検査体制の整備

県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。(健康福祉部)

# 2-2. 県内における PCR 検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及

- ① 国は、JIHS と連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立するとともに、病原体情報を公表する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。
- ② JIHS は、海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所 や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び 検査マニュアルの作成を行う。
- ③ 地方衛生研究所は、国及び JIHS が、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を検討・判断のうえ作成する、検査試薬及び検査マニュアルを、速やかに検査関係機関等にも共有する。(健康福祉部)

# 2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(健康福祉部)

### 2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定及び見直し

県等は、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定・見直しを行う検査実施の方針に対応する。また、検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、 適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行 状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限 にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感 受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社 会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

### (2) 所要の対応

# 3-1. 検査体制の拡充

県等は、引き続き、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協 定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状 況を確認し、必要に応じて検査体制を拡充するとともに、確保状況につい て定期的に国へ報告する。(健康福祉部)

### 3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

県等は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要に応じて協力する。(健康福祉部)

#### 3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

県等は、引き続き、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定・見直しを 行う検査実施の方針に対応する。また、検査実施の方針等に関する情報を、 県民等に分かりやすく提供・共有する。(健康福祉部)

### 第11章 保健

#### 第1節 準備期

### (1)目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、地方衛生研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県等は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や地方衛生研究所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の 連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確 化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、 感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際 の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

### (2) 所要の対応

# 1-1. 人材の確保

- ① 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共 団体等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。(健 康福祉部)
- ② 県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、市町からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。(健康福祉部、総務部)

#### 1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

① 国は、県等に対し、予防計画に定める保健所の感染症有事体制(保健

所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数)の状況を毎年度確認するよう要請し、県等は感染症有事体制の状況を毎年度確認する。(健康福祉部)

- ② 国は、県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制(検査の実施能力)の目標値の達成状況を確認する。県等は、地方衛生研究所、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。(健康福祉部)
- ③ 県等は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究 所においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制を あらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における県等、保健所及び地方衛生研究所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。(健康福祉部)

### 1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

#### 1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 県等は、国の要請を受け、保健所の感染症有事体制を構成する人員 (IHEAT 要員を含む。) への年1回以上の研修・訓練を実施する。(健康 福祉部)
- ② 県等は、国や JIHS と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース(FETP)」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。(健康福祉部)
- ③ 県は、管内の保健所や地方衛生研究所の人材育成を支援する。(健康 福祉部)
- ④ 県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所の人材育成に努める。また、保健所や地方衛生研究所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。(健康福祉部、関係部局)
- ⑤ 県等は、保健所や地方衛生研究所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施に努め、感染症危機への対応能力の向上を図る。(健康福祉部、関係部局)

### 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、 平時から保健所や地方衛生研究所のみならず、管内の市町、消防機関等の 関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化 する。(健康福祉部、関係部局)

また、連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、県等が作成する県行動計画や市町行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。(健康福祉部、関係部局)

その際、県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。(健康福祉部、関係部局)

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県等は、市町や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-4. 保健所及び地方衛生研究所の体制整備

- ① 県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託の活用や市町の協力を得つつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。(健康福祉部、総務部)
- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延 等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想 定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活 用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の

関係機関との連携強化等に取り組む。(健康福祉部)

- ③ 地方衛生研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。(健康福祉部)
- ④ 地方衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫 学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する 訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力し て検査体制の維持に努める。(健康福祉部)
- ⑤ 県等は、地方衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等の検査関係機 関等と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓 練を通じて確認するよう努める。(健康福祉部、関係部局)
- ⑥ 県等、保健所及び地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況 (病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。(健康福祉部)
- ⑦ 県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。(健康福祉部)
- ⑧ 県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、県内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(健康福祉部、農林水産部、生活環境部)
- ⑨ 県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉部)

#### 1-5. DX の推進

国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、県等、保健所及び地方衛生研究所は、国と連携した訓練を通じて、各種システムの運用に関する課題を共有し、改善に協力する。(健康福祉部)

- 1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション
  - ① 国は、平時から JIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県等に提供する。
  - ② 県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(健康福祉部、総務部)
  - ③ 県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。(健康福祉部、総務部)
  - ④ 県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその 家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるもの ではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染 症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康福祉部、総務部、 教育委員会、商工労働部、関係部局)
  - ⑤ 県等は、市町と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(健康福祉部、総務部、文化観光スポーツ部、関係部局)
  - ⑥ 保健所は、地方衛生研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集 を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症 についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。(健 康福祉部)
- 1-7. 高齢者施等や障害者支援施設等における協力医療機関との連携等による施設の感染症対応力の強化

県は、新型インフルエンザ等が発生した際に、高齢者施設等や障害者支援施設等が施設内での感染症のまん延防止対策を適切に実施し、かつ入所

者の病状の急変に対応し、適切に医療提供を受けられる体制を確保するため、平時より、施設と協力医療機関の連携の強化を促進する。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

#### (1)目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を 進めることが重要である。

県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び地方衛生研究所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

# (2) 所要の対応

### 2-1. 有事体制への移行準備

- ① 県等は、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数)及び地方衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備を行うとともに、国の要請や助言を踏まえ、公表後に備えた以下の(ア)から(オ)までの対応に係る準備を行う。(健康福祉部)
  - (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・ 措置や積極的疫学調査等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応 (外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)
  - (イ)積極的疫学調査等による、集団感染(クラスター)の発生状況の 把握
  - (ウ) IHEAT 要員に対する県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る 業務に従事すること等の要請
  - (エ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業 務効率化
  - (オ)地方衛生研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間 検査機関等の検査体制の迅速な整備
- ② 県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、 IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた 準備を進める。(健康福祉部、総務部)
- ③ 県は、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行うための、保健医療調整本部(第1章第2節(「実施体制」における初動期)2-2②の記載を参照)を設置する。また、保健医療調整本部会議

において、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行う。(健康 福祉部、危機管理監室)

④ 県は、国からの要請を受け、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(健康福祉部)

なお、患者等の入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たって、民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うものは、搬送事業者との具体的な調整を進める。

- ⑤ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁と連携して感染症 有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病 原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・ 資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。(健 康福祉部)
- ⑥ 県等は、JIHSによる地方衛生研究所への技術的支援等も活用し、検査 等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。(健康福祉部)
- ⑦ 地方衛生研究所は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。(健康福祉部)
- ⑧ 県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉部)

#### 2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 国は、県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等から の相談を受ける相談センターを速やかに整備するよう要請する。
- ② 県等は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域から の帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療 機関への受診につながるよう周知する。(健康福祉部)

- ③ 県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、国が作成する Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(健康福祉部、総務部)
- 2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

県等は、第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、 感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにす る。

#### (2) 所要の対応

### 3-1. 有事体制への移行

- ① 県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、 IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体 制を確立するとともに、地方衛生研究所の検査体制を速やかに立ち上げ る。(健康福祉部、総務部)
- ② 県は、初動期に設置した保健医療調整本部において、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行う。また、必要に応じて保健医療調整本部会議を開催し、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行う。(健康福祉部、危機管理監室)
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所を設置する金沢市と連携する。また、国、他の県及び金沢市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。

さらに、必要に応じて金沢市に対する総合調整権限・指示権限を行使 する。(健康福祉部)

- ④ 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進 を図るために必要な情報を市町と共有する。(健康福祉部)
- ⑤ 県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉部)

### 3-2. 主な対応業務の実施

県等、保健所及び地方衛生研究所は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。

#### 3-2-1. 相談対応

県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。(健康福祉部)

# 3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 県等は、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定する検査実施の方針に基づき、検査体制を見直す。また、検査実施の方針等に関する情報を、 県民等に分かりやすく提供・共有する。(健康福祉部)
- ② 県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、地方衛生研究 所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実 施範囲を判断する。(健康福祉部)
- ③ 地方衛生研究所は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、地方衛生研究所は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。(健康福祉部)
- ④ 県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。(健康福祉部、農林水産部、生活環境部)

### 3-2-3. 積極的疫学調査

① 県等は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の 特定(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所等において、感染者 又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫 学調査を行う。(健康福祉部)

② 県等は、流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。(健康福祉部)

# 3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。その際、患者の病状の確認を行い、療養先の振り分けを行うメディカルチェックセンターの設置を検討する。なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。(健康福祉部)
- ② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所を設置する金沢市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、保健医療調整本部において管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。(健康福祉部、関係部局)
- ③ 県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。(健康福祉部)
- ④ 県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその 役割や入所対象者を決めた上で運用する。(健康福祉部)

### 3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託の活用や市町の協力を得つつ、定められた期間の健康観察を行う。(健康福祉部)
- ② 県等は、必要に応じ、市町と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。(健康福祉部)
- ③ 県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。(健康福祉部)

### 3-2-6. 健康監視

- ① 県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。(健康福祉部)
- ② 県等は、自らの体制等を勘案し、感染症法第 15 条の3第5項の規定を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、県に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請する。(健康福祉部)

### 3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 県等は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(健康福祉部、総務部)
- ② 県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴 覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに 応えられるよう、管内の市町と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解し やすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(健 康福祉部、総務部、文化観光スポーツ部、関係部局)

- 3-3. 感染状況に応じた取組
- 3-3-1. 流行初期
- 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行
  - ① 県等は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所の有事の 検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。(健康福祉部、総務部)

- ② 県は、保健所等における保健師等の職員の業務の負担が増大した場合は、必要に応じて、国に対して、他の都道府県からの広域派遣の調整を依頼する。(健康福祉部)
- ③ 県等は、JIHSに対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。(健康福祉部)
- ④ 県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツール の活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生 研究所における業務の効率化を推進する。(健康福祉部)
- ⑤ 県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制 や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感 染症対応業務を行う。(健康福祉部)
- ⑥ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人 員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。(健康福祉部)
- ⑦ 県等は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉部)

#### 3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。(健康福祉部)
- ② 地方衛生研究所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- ③ 県等は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。(健康福祉部)

### 3-3-2. 流行初期以降

- 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
  - ① 県等は、引き続き、JIHS に対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。(健康福祉部)
  - ② 県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。(健康福祉部、総務部)
  - ③ 県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。(健康福祉部)
  - ④ 県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や県等の本庁、保健所及び地方衛生研究所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や地方衛生研究所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。(健康福祉部)
  - ⑤ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、 基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院 させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制 を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締 結医療機関への転院を進める。(健康福祉部)
  - ⑥ 県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。(健康福祉部)

### 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 県等は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施能力の状況を把握し、体制を整備する。(健康福祉部)
- ② 地方衛生研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、 地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有 等を実施する。(健康福祉部)

# 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県等は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び地方衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

### 第12章 物資

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

### (2) 所要の対応

### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 県、市町及び指定地方公共機関は、県行動計画、市町行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康福祉部、その他全部局)

- ② 県は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、備蓄を行う。(健康福祉部)
- ③ 県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者 のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、 必要な支援を行う。(危機管理監室)

### 1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(健康福祉部)
- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。県は、必要に応じて、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。(健康福祉部)
- ③ 県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。(健康福祉部)
- ④ 県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対

策物資等の備蓄・配置の要請に努める。(健康福祉部)

- ⑤ 県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の 備蓄に努めるよう呼び掛ける。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命 及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、感染症対策 物資等の需給状況を確認し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### (2) 所要の対応

### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。(健康福祉部)
- ② 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。(健康福祉部)

### 2-2. 円滑な供給に向けた準備

- ① 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合 等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行 う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。(健康福祉部)
- ② 県は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命 及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、初動期に引 き続き、感染症対策物資等の需給状況を確認し、有事に必要な感染症対策物 資等を確保する。

# (2) 所要の対応

### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉部)

### 3-2. 不足物資の供給

県は、協定締結医療機関の感染症対策物資等の備蓄・配置状況を踏まえ、 必要に応じて、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等を 行う。(健康福祉部)

#### 3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(健康福祉部、その他全部局)

### 3-4. 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。(健康福祉部、企画振興部)
- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定(地方)公共機関に対して運送又は配送を指示する。(健康福祉部、企画振興部)

### 3-5. 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急 事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、 配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」と いう。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請す る。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。(健康福祉部、関係部局)
- ③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急 の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命 じる。(健康福祉部、関係部局)

### 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県や市町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 情報共有体制の整備

県と国は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、県と国との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各部局は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備するよう努める。

また、県及び市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康福祉部、その他全部局)

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

県及び市町は、国の方針も踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(全部局)

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

- ① 県は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。(商工労働部、関係部局)
- ② 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。(健康福祉部、関係部局)

### 1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

県は、国と連携し、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。(商工労働部、関係部局)

#### 1-4. 緊急物資運送等の体制整備

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(健康福祉部、企画振興部、関係部局)

#### 1-5. 物資及び資材の備蓄

① 県、市町及び指定地方公共機関は、県行動計画、市町行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による 物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康福祉部、その 他全部局)

② 県及び市町は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康福祉部、関係部局)

# 1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備

市町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。(健康福祉部)

### 1-7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

#### (1)目的

県及び市町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(健康福祉部、商工労働部、関係部局)
- ② 指定地方公共機関等は、その業務計画に基づき、県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)
- ③ 県は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(健康福祉部、関係部局)
- 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け 県は、必要に応じて、県民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必 需品その他の県民生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資 をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼 び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しない よう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(関係部局)

#### 2-3. 遺体の火葬・安置

県は、国からの要請を基に、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

県及び市町は、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定 を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフ ルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、 必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型イン フルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの 事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努め る。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

- 3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応
- 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け 県は、必要に応じて、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって の消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生 じさせないよう要請する。(関係部局)

#### 3-1-2. 心身への影響に関する施策

県及び市町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん 延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策 (自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予 防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(健康福祉部、 関係部局)

## 3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市町は、国の要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ 生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応 等を行う。

#### 3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

県及び市町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や その他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、 教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会、 総務部)

### 3-1-5. 犯罪の予防・取締り

県警察は、国の指導・調整を踏まえ、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警本部)

### 3-1-6. 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。(関係部局)
- ② 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係部局)

### 3-1-7. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県及び市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)
- ② 県及び市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- ③ 県及び市町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(関係部局)
- ④ 県及び市町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(関係部局)

### 3-1-8. 埋葬・火葬の特例等

県は、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。

- ① 県は、国の要請を基に、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(健康福祉部)
- ② 県は、国の要請を基に、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町以外の市町による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報 を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康 福祉部)

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所 や職場における感染防止対策の実施を要請する。(健康福祉部、商工労 働部、関係部局)
- ② 県は、事業継続に資する情報(事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等)を適時更新しながら事業者に提供する。また、国は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。(健康福祉部、関係部局)
- ③ 指定地方公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(関係部局)

#### 3-2-2. 事業者に対する支援

県及び市町は、特措法 63 条の2第1項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、関係機関と連携し、審査体制の構築や、公平性にも

留意し、効果的に講ずる。(関係部局)

3-2-3. 県、市町及び指定地方公共機関による県民生活及び県民経済の安定 に関する措置

以下①から⑤までの事業者である県及び市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの県行動計画又は 市町行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。(関係部局)

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市 町及び指定地方公共機関

水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

- ③ 運送事業者である指定(地方)公共機関 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
- ④ 電気通信事業者である指定(地方)公共機関 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り 扱うため必要な措置
- ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関 郵便及び信書便を確保するため必要な措置

また、県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送 事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。 また、県は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急 事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要 請する。(関係部局)

3-3. 県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 3-3-1. 雇用への影響に関する支援

要な支援を行う。(商工労働部)

- 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等の まん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必
- 3-3-2. 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援 県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフル エンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経 済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に 当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意 する。(全部局)

# 用語集

用語	内容
医療機関	G-MIS (Gathering Medical Information Systemの略) は、全
等情報支	国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療ス
援システ	タッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)
ム(G-MIS)	や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把
	握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める
	医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置	感染症法第 36 条の3第1項に規定する都道府県と当該都道
協定	府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結され
	る協定。
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧
	が低く設定された部屋。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究
	し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールの
	ために適用する学問。
エコシス	企業や大学等の様々なステークホルダーが互いに連携し、分
テム	業・協業する仕組み。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項 (これらの規
	定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、
	又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含
	む。)の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフ
	ルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図る
	こと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等
	感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑
	うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を
	含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症イ	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方
ンテリジ	法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデー
ェンス	タを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思

	決定及び実務上の判断に活用可能な情報(インテリジェン
	ス)として提供する活動。
感染症危	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、
機	新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の
	生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及
	ぶ事態。
感染症危	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の
機対応医	維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬
薬品等	品や医療機器等。
感染症サ	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情
ーベイラ	報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、
ンスシス	新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
テム	
感染症指	本県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する
定医療機	感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及
関	び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感 染 症 対	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2
策物資等	条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定す
	る医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等に
	ばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物
	資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められ
	る物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とそ
	の程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、
	分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とそ
	の程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその
	程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的に
	は、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」
	を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性イ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら
ンフルエ	毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のよ
ンザ	うな毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる
	呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基
処方針	本的な対処の方針を定めたもの。

協定締結	感染症法第 36 条の3第1項に規定する医療措置協定を締結
医療機関	する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への
	医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1
	つ以上の医療措置を実施する。
業務継続	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は
計画(BCP)	中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体
	制、手順等を示した計画。
居宅等で	検疫法第 14 条第 1 項第 4 号及び第 16 条の 3 第 1 項 (これら
の待機指	の規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準
示	用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、居宅等で
	の待機要請を受けた者で、正当な理由なく当該待機要請に応
	じないもの等に対し、新型インフルエンザ等の病原体を保有
	していないことが確認されるまでの間、居宅又はこれに相当
	する場所から外出しないことを指示すること。
居宅等で	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項 (これら
の待機要	の規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準
請	用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染した
	おそれのある者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を
	考慮して定める期間)、居宅又はこれに相当する場所から外出
	しないことを求めること。
緊急事態	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急
宣言	事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、そ
	の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚
	大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと
	認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が
	発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びそ
	の内容を公示すること。
緊急事態	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事
措置	態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生
	活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、
	国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関
	が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に
	必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請
	することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止
	等を要請すること等が含まれる。
緊急承認	薬機法第 14 条の2の2第1項等に規定する医薬品、医療機
	·

	器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下この項にお
	いて「医薬品等」という。)の承認制度。国民の生命及び健康
	に重大な影響を与えるおそれがある疾病がまん延している状
	況等において、当該疾病のまん延その他の健康被害の拡大を
	防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であ
	り、かつ、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がない場合
	であって、当該疾病に対する効能又は効果を有すると推定さ
	れる医薬品等を承認するもの。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措
	置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析
報	することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道
	府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかって
	いると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患
	者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項(同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政
	令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により
	実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、又は感
	染症法第 15 条の 3 第 1 項(感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規
	定に基づく政令によって準用する場合を含む。) の規定に基づ
	き、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温
	その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこ
	と。
健康危機	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省
対処計画	告示第 374 号) に基づき、平時から健康危機に備えた準備を
	計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定す
	る計画。
	策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の
	対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区におけ
	る区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引
	書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行
	動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ
置協定	等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅
	速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関

	や宿泊施設等と締結する協定。
   検 査 等 措	感染症法第 36 条の6に規定する検査等措置協定を締結して
177 II	
置協定締	いる、病原体等の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関
結機関等	等)や宿泊施設等を指す。
公共交通	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項(これら
機関の不	の規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準
使用の要	用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染症の
請	拡大防止対策の一環として、帰国者等が移動する際に公共交
	通機関の不使用を求めること。
厚生労働	国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行
科学研究	政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること
	を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新
	たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行い
	つつ、行政的に重要で先駆的な研究として支援されている研
	究。
国立健康	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省
危機管理	に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、
研究機構	令和7年(2025年) 4月に設立される国立健康危機管理研究
(JIHS)	機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研
	究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、
	人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、
具	化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触によ
	る障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイ	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原
ランス	体)のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害支援	災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域住民の
ナース	健康維持・確保に必要な看護を提供し、看護職員の心身の負
	担を軽減し支えること(看護支援活動)を行う看護職員。厚生
	労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、
	厚生労働省医政局に登録された者の総称。都道府県と災害支
	接ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの
	派遣に関する協定に基づき派遣される。
《中泛华	
災害派遣	DMAT (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発
医療チー	生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要
ム (DMAT)	な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的

な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多	くの傷病
者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね48時	詩間以内)
から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係	る患者が
増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持	持が困難
な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門!	家ととも
に、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の	感染制御
や業務継続の支援等を行う。	
災害派遣 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略	)は、災
精神医療 害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災	地域の精
チーム 神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連	携、各種
(DPAT) 関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科	医療の提
供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練	練を受け
た災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増	加し、通
常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持	が困難な
場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家と	ともに、
精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生	した精神
科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。	
酸素 飽 和 血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素	<u> </u>
度でいる割合。	
質問票 検疫法第 12 条の規定に基づき、検疫所長が帰国者	等に対す
る、滞在歴や健康状態等の質問に用いるもの。	
実地疫学 FETP (Field Epidemiology Training Programの略)	は、感
専門家養染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実	施するた
成コース めの中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模	ネットワ
(FETP) ークを確立することを目的として、JIHS が実施して	いる実務
研修。	
指定 (地 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同	条第8号
方)公共機 に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の	社会イン
関フラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定	されてい
る。	
重点感染 公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会	エもの#
	活 期 の 稚
症   持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高	
症 持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高 等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染	い医薬品
	い医薬品 症で、厚
等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染	い医薬品 症で、厚 計画上で

	した医薬見笠の対策を実施する
z	した医薬品等の対策を実施する。
重点区域 	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等
	重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が
	国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及
	び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊
	急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予
	防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこ
	と。
宿泊施設	検疫所長が、
での待機	・検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 1 項(これ
要請	らの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって
	準用する場合を含む。)の規定に基づき、患者に対し、新型イ
	ンフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認される
	までの間、又は
	・検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項 (これ
	らの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって
	準用する場合を含む。)の規定に基づき、感染したおそれのあ
	る者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を考慮して定
	める期間)、
	宿泊施設から外出しないことを求めること。
シリンジ	行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射
	器の筒部分のこと。
新型イン	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染
フルエン	症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報
ザ等	告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する
	新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限
	る。) をいう。
	行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられ
	る可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した
	段階より、本用語を用いる。
新型イン	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条
フルエン	の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16
ザ等感染	条第1項に定める情報等を公表すること。
症等に係	
る発生等	
3 7 5 - "	

の公表	
新型イン	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発
フルエン	生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民
ザ等緊急	経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものと
事態	して政令で定める要件に該当する事態。
新興感染	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局
症	地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に
キット	抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に
	比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状
学調査	病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因
	を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必
	要のある感染症(全数把握)について患者の発生の届出を行
	うもの。
ゾーニン	病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染され
グ	ていない区域(清潔区域)を区分けすること。
相談セン	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患
ター	者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方か
	らの相談に応じるための電話窓口。
双方向の	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判
コミュニ	断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供
ケーショ	だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関
ン	心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健
対策の推	対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指
進に関す	針。
る基本的	
な指針	
地方衛生	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報
研究所等	収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機
	関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、
	当該機関。)をいう。
	本行動計画では、県保健環境センター及び金沢市衛生研究所
	を「地方衛生研究所」という。

	,
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機
	関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項 (これらの規
	定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、
	又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含
	む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者
	について、一定期間(当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間
	を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内
	に収容すること。
デュアル	平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、有事に
ユース設	はワクチン製造へ切り替えられる設備のこと。
備	
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事において
	は、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、
	JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機
	の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を
	実施する。
登録事業	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及
者	び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生
	労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けて
	いるもの。
特定新型	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ
インフル	等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定に
エンザ等	より実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延
対策	を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエン
	ザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及
	び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると
	認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資
	(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。) であって
	生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱
	うもの。
特例承認	薬機法第 14 条の 3 第 1 項等に規定する医薬品等の承認制度。
	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病
	がまん延している状況等において、当該疾病のまん延その他
l	1

	の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが
	必要な医薬品等であって、外国(我が国と同等の水準の承認
	制度等を有している国として政令で定めるもの)での販売等
	が認められているものを承認するもの。
如法氏旧	
都道府県	政府行動計画において、都道府県、保健所設置市(地域保健法
等	施行令(昭和 23 年政令第 77 号)第 1 条に定める市)及び特
	別区。
	本県行動計画では、県及び保健所を設置する金沢市を「県等」
	という。
都道府県	感染症法第 10 条の2に規定する主に都道府県と保健所設置
連携協議	市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別
会	区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員
	として、都道府県が設置する組織。本県行動計画では、石川県
	感染症連携協議会を「連携協議会」という。
濃厚接触	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新
者	型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理
	由のある者。
橋渡し研	優れた基礎研究の成果を新しい医薬品、医療機器等の開発等、
究	実用化に結びつけるための研究。
パルスオ	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
キシメー	
ター	
パンデミ	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防す
ックワク	るために開発・製造されるワクチン。
チン	
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」
	のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かり
	やすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原
	体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、
	学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別
	する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒
	カ」が使用される。
プッシュ	研究開発への公的研究費による支援や実用化に向けた伴走支
型研究開	援等の上市に至るまでの研究開発支援。
発支援	
プル型研	企業の上市後の収益の予見可能性を高め、研究開発を進める

究開発支	動機付けを行う市場インセンティブを設定することによる研
援	究開発支援。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性
	等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康
	障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチン
デミック	を備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製
ワクチン	造するワクチン。
	新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについて
	は、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフ
	ルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザ
	ウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延
止等重点	防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づ
措置	き、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域にお
	いて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれが
	ある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止
	するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が
	あるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生した
	と認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄
	する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があ
	ると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変
	更等を要請すること等が含まれる。
無症状病	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有し
原体保有	ている者であって当該感染症の症状を呈していないものをい
	う。
モダリテ	生ワクチン、弱毒ワクチン、不活化ワクチン、組換えタンパ
1	クワクチン、mRNA ワクチンといったワクチンの製造手法の
	こと。
薬事承認	薬機法第 14 条等の規定に基づき、医薬品等について厚生労
	働大臣が品目ごとにその製造販売について与える承認。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症
	の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する
	政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が
	定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

リードタ	生産・流通・開発等の現場で、工程に着手してから全ての工
イム	程が完成するまでの所要期間。実際の作業の期間だけでな
	く、発注から納品までの全期間を指す。作業を始めるまでの
	期間、待ち時間、検査・運搬等のための期間等も含む。
リスクコ	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リ
ミュニケ	スク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリス
ーション	ク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築
	等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の
	総称。
流行初期	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確
医療確保	保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又
措置	は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流
	行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
臨床研究	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の
中核病院	高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主
	導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の
	規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。
ワクチン	新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国に
開発•生産	おいてワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向
体制強化	けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体
戦略	制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として令和3
	年(2021年) 6月1日に閣議決定されたもの。
ワンヘル	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に
ス・アプロ	対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ーチ	
AMED	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (Japan Agency for
	Medical Research and Development の略)。医療分野の研究
	開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、平
	成 27 年 (2015 年) 4 月に設立された国立研究開発法人。医
	療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究問題の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究問題の研究問題を
	究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発
	のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・
	医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基
	づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成
	等の業務を行う。

EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
FF100	First Few Hundred Studies の略。最初の数百例程度の症例を迅速に収集し、疫学・臨床情報や検体の解析による病原体の性状等に関する知見を得て、隔離・待機期間や診療方法等の決定に役立てるもの。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略)」、感染症のまん延時等に地域の保健 師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。 DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から 数千塩基対) だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern の略)。具体的には、国際保健規則 (IHR) において以下のとおり規定する異常事態をいう。 (1)疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 (2)潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
PMDA	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略)。国民保健の向上に貢献する

	ことを目的として、平成 16 年 (2004 年) 4 月 1 日に設立され
	た。医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健
	康被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品
	や医療機器等の品質、有効性及び安全性について、治験前か
	ら承認までを一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販
	後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う(安
	全対策)。
SCARDA	先進的研究開発戦略センター (Strategic Center of
	Biomedical Advanced Vaccine Research and Development
	for Preparedness and Responseの略)。「ワクチン開発・生産
	体制強化戦略」を踏まえて、感染症有事に国策としてワクチ
	ン開発を迅速に推進するために平時からの研究開発を主導す
	る体制として、令和4年(2022年)3月22日に設置された。
	平時にはワクチン開発に関する広範な情報収集・分析を行い、
	感染症有事を見据えた戦略的な研究費のファンディングへと
	つなげる。また、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業及び
	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成
	事業を実施し、平時・有事を通じたマネジメント、全体調整を
	担う。
5 類感染	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令
症	和5年(2023年)5月8日に5類感染症に位置付けられた。

## 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について(対策項目の主な取組内容)

	準備期	初重功期	对応期
①実施体制	・実践的な訓練の実施 ・行動計画・業務継続計画の改定や体制整備・強化 ・関係機関との連携の強化	・初動対応、県対策本部、保健医療調整本部の設置等 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保	・基本的対処方針の内容を踏まえた対策の実施 ・県による総合調整 ・職員の派遣・応援への対応
②情報収集・分析	・実施体制の整備 ・訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況 等の確認	・国と連携し、必要な情報の収集	・情報収集・分析に基づく県内状況のリスク評価 ・情報収集・分析から得られた情報や対策の共有、提供
③サーベイランス	・実施体制の整備(JIHS等との連携) ・平時に行う感染症サーベイランスによる状況把握・情報提供 ・人材育成及び研修	・有事の感染症サーベイランスの開始 ・感染症サーベイランスから得られた情報の共有	・リスク評価に基づくサーベイランスの方針の決定・見直し・感染症サーベイランスから得られた情報の共有
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	・感染症に関する情報提供・共有 (偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発を含む) ・発生時における情報提供・共有体制の整備等 ・双方向のコミュニケーションの体制整備の準備や取組の推進	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・科学的知見等に基づき、偏見・差別等や偽・誤情報への対応	・初動期の対応の継続 ・リスク評価に基づく方針の決定・見直し
⑤水際対策	・・水際対策の実施体制整備に関する国との連携	・検疫措置の強化に伴う国との連携 (入院調整、健康監視、検査体制)	・国と連携した臨機応変な対応
⑥まん延防止	・対策の実施に係る参考指標等の整理 ・発生時の対策強化に向けた県民の理解や関係機関の準備の 促進等	・まん延防止対策の準備 (患者、濃厚接触者への対応など)	・まん延防止対策の実施 (まん延防止等重点措置等の要請を含む) ・リスク評価に基づくまん延防止対策の決定・見直し
<b>②</b> ワクチン	・ワクチンの流通に係る体制整備 ・接種体制の構築・市町支援 ・情報提供・共有	・国の方針を踏まえた接種体制の構築・市町支援 (大規模接種会場の設置や職域接種等の実施準備)	・接種の実施 ・副反応疑い報告やワクチンの安全性に係る情報の収集 ・適切な情報提供・共有
8 医療	・医療措置協定締結等による必要な医療提供体制の確保・研修や訓練による人材の育成 ・連携協議会等の活用 ・高齢者施設と協力医療機関の連携強化	・保健医療調整本部における県内の一元的な患者情報収集 や入院調整の実施 ・相談・受診から入退院までの医療提供体制の早期確保	・有事の対応・ ・状況に応じた医療提供体制の構築・見直し
<ul><li>③治療薬・治療法</li></ul>	・医療機関等への情報提供・共有体制の整備・抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄	・医療機関等への情報提供・共有 ・抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの 場合)	・治療薬の流通管理 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエン ザの場合)
⑩検査	・地方衛生研究所とJIHSとの連携強化 ・検査等措置協定締結等による検査体制の整備 ・訓練等による検査体制の維持及び強化	・検査体制の立ち上げ、検査実施能力の確保状況の確認	・必要に応じ、検査体制の拡充・・リスク評価に基づく検査実施の方針の見直し・周知
<b>⑪保健</b>	・研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ・保健所及び地方衛生研究所の体制整備	・有事体制への移行準備 ・住民への情報提供・共有の開始(有症状者等の相談セン ターの整備、HPの周知、住民向けコールセンターの設置)	・有事体制への移行 ・感染状況に応じた取組
心物資	・感染症対策物資等の備蓄・更新	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・感染症対策物資等の配付の準備	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・感染症対策物資等の配付
⑬県民生活・県民経済	・情報共有体制の整備 ・新型インリルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 (業務継続計画の策定勧奨・テレワーク等の導入勧奨)	・事業継続に向けた準備等の要請 ・生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者へ の呼び掛け	・県民生活の安定の確保のための対応・社会経済活動の安定の確保のための対応 ・社会経済活動の安定の確保のための対応 (休業要請等の影響を受けた事業者への財政上の支援等)

## 13項目別の主な対応 (イメージ)

感染症発生覚知 (新型コロナ時配	数染症発生覚知(国) (新型コロナ時R2.1.6)	<b>厚労大臣による公表</b> (新型コロナ時R2.2.1)	政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定	
		初動期		対応期
(予防計画)	〇発生早期一	<b>^</b>	〇流行初期(3ヵ月程度)	
①実施体制	●県警戒本部	<ul><li>具警戒本部の設置、連絡会議の開催</li><li>●</li></ul>	<ul><li>具対策本部の設置</li><li>保健医療調整本部の設置</li></ul>	
②情報収集 ③サーベイ ランス	<b>∭</b>	●当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ●届出基準に基づ	〈全数把握開始	<ul><li>● 感染症の特徴及び流行に応じたサーベイランスの実施 移行</li></ul>
<ul><li>④/情報提供・ 共有、 リスコミ</li></ul>	<ul><li>●迅速かつ-</li><li>●双方向コミ</li><li>●偏見・差別</li></ul>	<ul><li>迅速かつ一体的な情報提供・共有</li><li>双方向コミュニケーションの実施</li><li>偏見・差別や偽情報への対応</li></ul>	•	●方針の決定・見直し時における、迅速な情報提供・共有
⑤水際対策	●検疫措置( (健康監視、	●検疫措置の強化に伴う国との連携 (健康監視、検査体制、入院調整)	●国と連携し、状況の変化に応じた対応	
⑥まん延 防止	●患者、濃腫	<ul><li>・患者、濃厚接触者への対応など、まん延防止対策の準備</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	町に対策の準備 ● 具民生活や社会経済活動への影響を考慮した、まん延防止対策の実施	、まん延防止対策の実施(まん延防止等重点措置等の要請を含む)
<b>のりクチン</b>		<ul><li>● (国) 新型インルエン (国)</li><li>● (国)</li><li>● 国の方針を踏まえた、接</li><li>● 国の方針を踏まえた、接</li></ul>	インフルエンザのプレパンデミックワチンの使用検討	
8 医療	<ul><li>●感染症指定医療機</li><li>●相談センターの整備</li></ul>	関による対応	<ul><li>流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関による対応</li></ul>	関による対応 ●協定締結医療機関による対応
9治療薬· 治療法	●県備蓄抗 ●国の	<ul><li>・県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の使用 (ヨーター)</li><li>・国の示す診療指針等の情報の周知●</li></ul>	用 (予防投与など) 知● (国) 治療薬の開発	● 治療薬の配分
⑩検査			(国) PCR検査手法の確立 ●りス・ ●検査体制の立ち上げ・検査実施能力の確保状況の確認	●リスク評価に基づく検査実施方針変更・周知等 )確認
⑪保健	<ul><li>●相談対応</li><li>●保健所の</li><li>●積</li></ul>	が応開始 听の受援体制、民間委託、消防権 ●積極的疫学調査の開始	●相談対応開始 ●保健所の受援体制、民間委託、消防機関との連携体制等の有事体制への移行準備 ●積極的疫学調査の開始	活支援
① <b>物資</b>	●感染症対	<ul><li>●感染症対策物資の備蓄状況の確認・配布の準備</li><li>●感染症</li></ul>	配布の準備 ● 感染症対策物資の備蓄状況の確認・不足物資の緊急配布	<b>資の緊急配布</b>
⑬県民生活・ 県民経済	●事業継続	に向けた準備の要請、生活関	<ul><li>事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ</li><li>●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和</li></ul>	!物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ ● 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策(事業者に対する財政上の支援など)

## 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画 令和7年3月改定

石川県健康福祉部健康推進課

〒920-8580 金沢市鞍月1-1
TEL 076-225-1438 FAX 076-225-1444
e-mail kennsui3@pref.ishikawa.lg.jp
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenkou/